

梅花女子大学における障害学生支援に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第8条第1項の趣旨に鑑み、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。）に即して、梅花女子大学における障害のある学生に対する差別的取扱いの解消を推進し、学生生活を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

梅花女子大学は、「障害者の権利に関する条約（国連）」「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」にのっとり、全ての教職員が障害を理由とする差別の解消に取り組むように努めるとともに、障害のある学生が障害のない学生と平等に教育・研究に参加できるよう機会の確保に努めることとする。

3. 定義

ガイドラインにおいて、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

(1) 障害のある学生

障害者基本法第2条第1号に規定する障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、その趣旨に鑑み、梅花女子大学における全ての教育・研究及びその他の関連する活動に参加する本学学生をいう。

(2) 社会的障壁

障害者基本法第2条第2号に規定する社会的障壁とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」であり、その趣旨に鑑み、梅花女子大学における教育・研究及びその他の関連する活動全般を営む上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

4. 合理的配慮の提供

(1) 障害のある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある学生の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去について、合理的な配慮（以下「合理的配慮」という）を提供することとする。

(2) 個々の場面において、個々の障害のある学生に対する合理的配慮を的確に行うため、事前改善措置（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上に向けた環境整備等）に努めることとする。

(3) 特に授業及び定期試験においては配慮申請制度を設け、障害のある学生の意思の表明に基づき合理的配慮を提供する。

5. 相談体制の整備

(1) 学生生活における学習や施設設備等についての相談窓口は下記のとおりとする。

①学生サービスセンター（教務担当・学生生活担当）

②総務部庶務グループ

(2) 障害のある学生及びその家族、その他の関係者からの合理的配慮に関する相談に的確に応じるため、また授業及び定期試験における配慮申請の担当者として各学科に2名の障害者支援コーディネーターを配置する。

(3) 合理的配慮の適切な提供を行うため、以下を構成員とする障害者支援コーディネート委員会を学長のもとに設置する。

① 学長

② 学生部長

③ 教務部長

④ 学生部学生支援グループ GM

⑤ 教務部教務グループ GM

⑥ 特別支援教育担当教員

6. 情報公開

梅花女子大学は、障害のある本学進学希望者や学内の障害のある学生に対して、支援のガイドラインや相談体制、授業及び定期試験における配慮申請制度をホームページ等を通じて公開することとする。

7. 研修・啓発

教職員に対し、障害のある学生へ適切に対応するために、また障害を理由とする差別の解消と障害特性の理解の促進を目的に、必要な研修・啓発を行う。

8. ガイドラインの見直し

技術の進展や社会情勢の変化が合理的配慮の内容や程度に大きな変化をもたらす場合、必要に応じてガイドラインを見直し、充実を図るものとする。

9. 学長の責務

学長は障害のある学生への差別の解消を推進するため「障害者支援コーディネート委員会」を設置し、障害のある学生に対し合理的配慮の提供がなされるよう努めるとともに、障害のある学生への差別に関する問題が生じた場合は迅速かつ適切に対処するように努める。

10. 改廃

本ガイドラインの改廃は、障害者支援コーディネート委員会の議を経て、学長が行うものとする。

附則

(施行期日)

1. このガイドラインは、2020年1月22日より施行する。